

令和8年度和歌山県立医科大学附属病院 卒後臨床研修小児科重点プログラム

1 プログラムの目的

当院の卒後臨床研修プログラムは2年間の研修によって、研修医が医師としての人格を涵養し、患者を全般的に診ることができる基本的な診療能力及び産婦人科医として必要な基礎知識・技・考え方を修得することを目的とする。

2 プログラムの特色

当院の小児科は、大学病院であるとともに総合周産期母子医療センターを設置し、和歌山県のこども病院の機能も備えており、心臓外科、腹部外科、脳神経外科等の小児外科疾患の手術症例も豊富である。また、一次から三次の小児救急患者も随時受け入れていることから、小児のプライマリ・ケアから高度先端医療までのすべてを満たした研修を行うことが可能である。

また、研修医は非入局制で病院長直属の身分とし、必修科目及び自由選択科目をローテート方式で実施している当院のプログラムは、和歌山県立医科大学附属病院を基幹型臨床研修病院とし、関連する公的病院等も協力病院に加わっているため、研修医の希望を取り入れながら、プライマリ・ケアの修得を質・量ともに充実させるとともに、専門の小児科医として必要な基礎を十分学べる研修プログラムとしている。

3 プログラムの管理及び運営組織

(1) プログラムの管理組織

プログラムの全体的な管理から研修修了後の進路に至るまでの支援を行うため、和歌山県立医科大学附属病院長（以下、「附属病院長」という。）を委員長とする和歌山県立医科大学附属病院卒後臨床研修管理委員会（以下、「管理委員会」という。）を設置する。

管理委員会は、研修医の希望を取り入れながら研修が円滑に実施されるようプログラムを管理する。

(2) プログラムの運営組織

臨床研修を実施するため、院内に卒後臨床研修センター（以下、「センター」という。）を設置する。センターは、センター長（1名）、参与（1名）、副センター長（5名以内）、各診療科より選出された代表指導医及び事務職員により構成される。

また、附属病院長はプログラムごとにプログラム責任者及び副プログラム責任者を指名する。

(3) 研修医の指導体制

原則的に、指導医が研修医を直接指導するだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医が研修医を指導する屋根瓦方式を採っている。

また、看護師やその他のメディカルスタッフが指導者として指導する。

※指導医：原則7年以上の臨床経験があり、厚生労働省が定める「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に則った指導医講習会を受講し、修了している医師

上級医：2年以上の臨床経験があり、指導医の要件を満たしていない医師

4 定員及びプログラムの概要

(1) 定員 2人

(2) 1年次研修プログラム

小児科（12週間）

小児科の研修は、4月から6月の12週間、医師としてこどもに触れることで小児の特性、小児診療及び小児疾患の特性を学ぶ事を目的に一般診療に加え新生児・乳幼児検診への参加、小児虐待への対応、問診聴取の経験の蓄積をはかる。

内科（24週間）

内科の研修は、原則として12週間を一つの単位として、当初の12週間では、医師として備えるべき基本的なことがらと内科の基礎的知識の修得に努め、次の12週間は、別の指導医のもとで幅広くプライマリ・ケアを研修する。経験する症例については、研修内容が偏ることのないよう、指導医が到達目標を勘案し調整する。

また、協力型病院での研修を行うことも可能である。

救急（12週間）

高度救命救急センターでは、一次救急から三次救急まで受入れており研修医が経験すべきほぼすべての症例・疾患が経験できる。

HCU・ICU・ERのすべてを回り、入院した患者へのトータルな診療も経験できる。

(3) 2年次研修プログラム

小児科（28週間）

4月から6月の12週間、総合周産期母子医療センターNICUにおいて新生児の診療を行う。

また、9月から12月までの16週間は、大学病院・協力病院より研修医が選択し、地域における小児診療をおこない幅広い症例と接することで、診療・検査手技の修得及び代表的疾患の診断、治療法を修得する。

産婦人科（4週間）

総合周産期母子医療センター産科において、分娩及び周産期の診断治療に対する基礎知識と手技の修得を目的とする。

研修医は外来、病棟、手術室に勤務し、基礎的診察法、診断法、治療法について指導医のもと研修を行う。産科特有の患者及びコメディカル・スタッフとのコミュニケーションに配慮し、その立場を理解し信頼関係を形成する。

精神科（4週間）

精神保健・医療を必要とする患者とその家族に対して、全人的に対応するために、精神科専門外来又は精神科リエゾンチームでの研修を含むこと。なお、急性期入院患者の診療を行うことが可能である。

外科（4週間）

一般診療において頻繁に係る外科的疾患への対応、基本的な外科手技の習得、周術期の全身管理などに対応するために幅広い外科的疾患に対する診療を行う病棟研修を行う。

地域医療（4週間）

地域医療については、基本的には地域病院で地域包括ケアの実際について学び、一般外来と在宅医療も含めて研修を行う。

選択科（４週間）

外科、麻酔科、精神科、小児科、産婦人科などから選択する。この期間に麻酔科における気管内挿管の手技を習得することが望ましい。また、いずれの科を選択した場合でも協力型病院での研修が可能である。

プログラムの特徴

① プライマリ・力向上のための恵まれた環境

- ◆救命救急センターで１次救急から３次救急まで、多数の症例を経験できる。
- ◆年間を通しての ER 当直研修を行っている。
- ◆市民病院のような任務も兼ねている大学病院である。

② 大学病院ならではの全力サポート

- ◆研修医は病院長直属・卒後臨床研修センター所属。
- ◆各科垣根のない充実の指導医体制。
- ◆診断から治療までの完結した研修。
- ◆毎朝カンファレンスを開催し、研修医同士学ぶべき事象を共有。
- ◆CPC・講師を招いての講義なども開催。
- ◆臨床技能研修センターで、手技の修得や実践のためのプログラムを随時実施。
- ◆臨床研修中に本学大学院博士課程への入学が可能。
- ◆外国人指導医を招聘し、国際性を取り入れている。
- ◆研修医が一同に集える卒後臨床研修センターを完備。
- ◆各自の机・LAN 完備。

協力型臨床研修病院 及び臨床研修協力施設 ※は和歌山研修ネットワーク参加病院

病院名	内科	外科	小児科	産婦人科	精神科	救急科	地域医療	選択科
日本赤十字社和歌山医療センター※	○	○	○	○	○	○		○
和歌山労災病院※	○	○	○	○		○		○
和歌山生協病院※	○	○						○
橋本市民病院※	○	○	○	○		○		○
ひだか病院※	○	○	○	○	○	○		○
国立病院機構 南和歌山医療センター※	○	○	○			○		○
紀南病院※	○	○	○	○		○		○
新宮市立医療センター※	○	○	○			○		○
済生会和歌山病院	○	○						○
公立那賀病院	○	○	○	○				○
海南医療センター	○	○	○	○				○
県立こころの医療センター					○			
有田市立病院	○							○
済生会有田病院	○	○						○
泉大津市立周産期小児医療センター(大阪府)			○	○				○
岸和田市民病院(大阪府)	○	○	○	○				○

りんくう総合医療センター (大阪府)	○	○	○	○		○		○
国立病院機構和歌山病院	○						○	○
和歌山県立医科大学附属 病院紀北分院	○	○	○				○	○
白浜はまゆう病院							○	○
国保すさみ病院							○	○
国保野上厚生総合病院							○	○
那智勝浦町立温泉病院							○	○
高野山総合診療所							○	○
町立厚岸病院（北海道）							○	○
町立松前病院（北海道）							○	○
大島郡医師会病院(鹿児島 県)							○	○
沖縄県立八重山病院（沖 縄県）							○	○
和歌山市保健所								○
海南保健所								○
岩出保健所								○
橋本保健所								○
御坊保健所								○
湯浅保健所								○
田辺保健所								○
国立保健医療科学院								○

5 勉強会等の実施

診療のほか、各診療科の協力を得て、研修医、指導医が参加する勉強会を開催する。
(以下の内容を含む。)

- ・症例検討、C P C、新しい疾患、診断法、検査法、E B Mなどの講義
- ・基礎的手技（C P R、注射、点滴、輸血、導尿、呼吸管理など）の解説・実習
- ・接遇、チーム医療、医療の安全、医の倫理、医療関係の法律などの講義

6 研修の評価

研修終了時に、2年間の研修内容をプログラム管理委員会で確認し、病院長から研修修了証を交付する。

7 研修医の募集方法及び採用方法

研修医の募集方法については、医師臨床研修マッチング協議会を通して採用を行う。
採用方法については、面接での選考とする。

※応募書類（願書、履歴書、成績証明書等）の締切：面接日の2週間

8 身分・処遇及び研修後の進路など

（1）身分・処遇

【身分】公立大学法人和歌山県立医科大学の準職員（常勤）、所属は病院長直属とする。

【処遇】報酬 月額 300,000円

超過勤務手当支給

交通費（通勤手当） 運賃相当額支給（55,000円/月を限度に支給）

【勤務期間】2年以上

【勤務時間】平日（8：45～17：30）

【休憩時間】12：00～13：00

【休暇】土・日・祝日（年休：1年次10日、2年次11日）夏季休暇：3日）

特別休暇、育児休業制度あり

【時間外勤務】あり

【当直】あり

【研修医の宿舍及び病院内の個室の有無】宿舍：なし、個室：なし

【社会保険・労働保険】公立学校共済、厚生年金保険、労災保険、
地方公務員災害補償法の適用、雇用保険

【健康管理】健康診断（年2回）、面談（年2回）

【医師賠償責任保険】あり（病院：勤務医師賠償責任保険）（個人：任意加入）

【外部の研修活動】あり（学会、研究等への参加・費用は、診療科により異なる）

【その他】白衣貸与、敷地内に保育施設あり、研修医専用ルームあり

【備考】臨床研修を受ける医師は、臨床研修に専念する義務があるため、臨床研修プログラム以外で医療行為（アルバイト診療）を行ってはならない。

（2）研修後の進路

3年目以降の進路としては、以下のものがあげられる。

①大学院生（臨床医学、基礎医学、社会医学）

②和歌山県立医科大学附属病院において後期研修を行う。（学内助教）

③和歌山県立医科大学附属病院と連携する病院に勤務。

④より専門性の高い医療機関での研修に参加する。

※いずれの場合にも、和歌山県立医科大学附属病院の研修修了者を優先的に採用する。